



■令和6年3月1日～3月29日、3月会議が開催されました。
山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいごオフィシャルサイト」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問（3月会議）

(1) 「子どもを守る町」宣言下の学校教育について

■精華町は、昭和43年に「子どもを守る町」を宣言し、青少年に次代の担い手として、その健全な成長を町民の願いとし、町民の熱意を結集して、その目的達成に努力することを宣言している。
国では、「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」を策定し、子供たちの身体活動の推奨を求めている。そこで本町の小中学校について問う。

質問1: スマホやタブレットの普及によりスクリーンに向かう時間が増加し、全体の運動量が減っている現状にある。運動量の確保にどのように対処しているか。

問1: 授業として目指した運動量を確保できているか。コロナ禍の影響を受け減少していないか。

答 弁: ①学習指導要領に示す学習内容を、標準授業時間以上の時間で指導している。体育授業として目指した運動量を確保できている。
②令和5年度より、制限なく従前の内容で授業を進めている。

問2: 学校の休み時間に運動する遊びが減少している。休み時間の運動量は確保されているか。

答 弁: ①小学校では、午前中や昼の休み時間を設定し、児童が体を動かす時間を確保している。時間の過ごし方は様々です。
②中学校では、もとより休み時間を授業準備や移動教室の時間としているため、減少傾向にあるとは言えない。

問3: 下校後や休日に、地域で遊ぶ子どもたちが減少している。学校外の運動量をどう把握しているか。また、どのように指導しているか。

答 弁: ①体力テスト調査や生活アンケートにより、学校外の活動の把握は可能です。
②健康に関する指導や啓発において、生活習慣病などの予防の観点から、運動の必要性を促している。

問4: 健康に適正な、スマホやタブレットなどの使用時間制限と運動量確保について、保護者を含め子どもたちにどのように指導しているか。

答 弁: ①文部科学省発行の、児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット等活用をして啓発をしている。
②使用時間制限に関する指導も、意識的に取り組むことは重要かと考えている。

質問2: 令和4年度(3月会議)に多様性の教育の重要性についての質問をした。その中で「性」に関する教育は、発達段階に応じた展開の仕方を研究していき、教育ができるよう努力すると答弁された。1年が経過し、その後の進展について問う。

問1: 包括的性教育の中の「性」についての教育はどのように研究、進展しているか。

答 弁: ①学校では、小中連携で発達段階に合わせた性に関する教育を系統的に取り組んでいる。
②性に関する教育、道徳教育、人権教育、健康安全教育、キャリア教育など包括的な性に関する教育の観点や内容をとりいれて、効果的に実施している。
③次世代に親となる中学生を対象として子育て講座として、母子と中学生の交流など、地域の力を借りた教育も実施している。

■包括的性教育は、身体の仕組みだけでなく、科学的、人権的、ジェンダー平等、暴力と安全確保など、幅広い分野の学びが必要となる。
■現行の学習指導要領は、性や妊娠出産に関する正しい知識を学ぶ機会が不足してきた。
■現実にはいろいろ工夫し、取り組んだ先進的な事例もあり、保護者、教育委員会と議論を重ねながら、特に人権に配慮した教育の取り組みを進めていきたい。

議会だより (つづき 1)

「子どもを守る町」宣言下の学校教育について (つづき)

質問2 つづき

問 2: 2022年に京都市の大原野中学校で、性教育の公開授業が行われた。交際から性交に至るまでの問題点と対処法を避妊具などを用いて教えたと報道されている。本町でも事例としてどのように受け止め研究・活用されたか。

答 弁: ①本町でも、デートDVから交際・性的同意については2年生の「性に関する学習」で、性交から妊娠に至る問題点と対処方法については1年生・3年生の「保健体育・性に関する学習」で学習している。

②性に関する教育分野は、保護者と学校で共通理解を図ることが重要であり、児童生徒の実態や性教育の在り方を十分協議し、職員間での共通理解と、さらに家庭にも十分理解を求め、内容を設定していく必要があると受け止めている。



質問3: 教職員が自らの心身の健康を守り、日々の生活・人生を豊かで質の高いものとするにより、人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動ができるよう、働き方改革を推進するとある。これまでの働き方改革の取り組みと成果を問う。

■学校への聴き取り結果:

問 1: 部活動など外部人材の活用と効果は。

答 弁: ①外部人材として学校の要望に応じて部活動指導員や別室支援員を配している。
・部活動指導員は、休日の部活動指導や専門的な技術指導など行っている。
顧問や生徒にとって大変有益と聞いている。
・別室支援員は、別室登校児童生徒の居場所づくりや児童生徒のニーズに応じた運営ができた。
②効果として、教員の業務に専念できる時間が増えた。
などの回答を得ている。

問 2: 業務支援員の配置の活用と効果は。

答 弁: ①全小中学校に教員業務支援員等を配置している。
②効果として、
・教員が児童とかかわる時間が増えた。
・教材研究にける時間が増えた。
・安心してかかわってくれる大人が増えて登校できる児童もいる。
などの回答があった

問 3: 業務の見直しの効果は。

答 弁: ①働き方改革として次の取り組みをした。
・勤怠時間の管理、会議、学校行事の精選
・留守番電話の設定、下校時間の繰り上げ
・効果的なICTの利活用
・標準時間を超える授業時間数の見直し
・部活動の朝練の廃止、放課後の休止日設定
②効果として、
・教員の時間的余裕や放課後の授業準備の時間確保ができ、超過勤務時間の削減になっている。

問 4: タブレットなどの導入による、ICT教育の効果は。

答 弁: ①タブレット等のICT機器は、教育の業務の効果は大きく、スキルの向上で格段に業務改善につながっている。

問 5: 計画的な教員定数の改善は。

答 弁: ①国が定める義務標準法に規定する学級編成とそれに伴う教員定数により配置されている。
②学校現場の状況を鑑み、引き続き国に対して強く要望していきたい。

議会だより (つづき 2)

(2) 地区集会所建設 修繕 について

■地区集会所の新築等費用分担金について、地元負担をなくして町経費で建設を求めて、幾度か質問をしてきた。

質問に対し、「新築費用分担金徴収条例の見直しの必要性を認めるが様々な方向性について公平性、公正性を重視し、慎重に検討を進めるが時間を要する」と答弁している。 その後の検討について問う。

質問1: 令和3年度に質問してから今までの間、具体的に検討した事項の内容は。

答 弁: ①昭和56年以前の旧耐震基準で建設された地区集会所の建て替えの推進。およびそれ以降に建設された新耐震基準の地区集会所の長寿命化に大規模改修工事を優先的に推進している。
②精華町地区集会所新築等費用分担金徴収条例など関連条例などの検討を行っている。

③集会所を町管理として、長寿命化、バリアフリー化など対策を進めている。
建て替えについても、公平・公正を重視し町の責任において進めていきたいと考えているが、町財源に大きく影響するため、費用負担の在り方と合わせ最適な方向性を検討している。

質問2: 新耐震基準設置後に建設された集会所の、老朽化対策の修繕に関する基準などはあるのか。今後の対応の方向性を問う。

答 弁: 今後の方向性については、新耐震基準後に建設された集会所は、原則的に建築年度の古いものから優先順位を検討し、毎年度1~2か所の集会所の大規模改修工事を実施しているところです。

問 1: 予算規模はどこまで許容するのか。
問 2: 高額の場合は、地元負担を求めるのか。

答 弁: ①現状は、1年目に現地調査及び設計を行い2年目に予算確保・工事実施となる。
・予算規模については、建築物価が大きく変動しており、金額基準を設けることは難しいと考えている。
②費用は、町有建物の補修改修に関するものなので、金額にかかわらず地元負担は求めない。

問 3: 費用が新築に匹敵する額となった場合、新築もあり得るのか。

答 弁: ①令和2年度から地区集会所の長寿命化につながる大規模改修工事に着手し、現在6か所の工事が完了した。
②大規模改修工事の実績では、新築工事に匹敵する金額になった実績はないので、大規模改修を取りやめて新築することは想定していない。

問 4: 一定の取り扱いの指針は策定されているのか。

答 弁: ①大規模改修工事の内容について、基本的には長寿命化につながる屋根や外壁の防水対策の補修を主として実施している。
②自治会の求めに応じ、手すりやスロープの設置など可能な範囲でのバリアフリー化の対応も併せて実施している。



山本議員から 一言

1. 「学校現場での性教育」については、いろんな制約があると思うが、先進的に取り組む事例もみられる。子供たちを守るために、基本的な一番大事なところをきちんと教えていただきたい。
2. 地区集会所の新築・改修について、「新築は町がすべて持つということは方向性の一つと認識している。修繕は高額になっても、大規模修繕でも町の方で負担し進めていく」との確認が得られた。新築・建て替えについても、町経費での建設ができるよう検討を深めていただきたい。
3. 建築用語について、規定や条例に記載の建築用語について、改築、改修、新築、増築、修繕という言葉があり、加えて大規模修繕。言葉の定義をきちんと整理をし、解釈を統一していただきたい。
4. 配布物など自治会がするようになって、自治会と町政協力員の役割分担が変わってきている。混同されないよう、要領とかマニュアルをきちんと整備していただきたい。

議会だより (つづき 3)

(3) 町政協力員報酬 について

- 自治会と町政協力員の問題について、今まで幾度も質問させていただいた。その中で、住民の声として、「町政協力員の報酬は、多忙な自治会長に報いるため、報酬という名目で出ているのでは？」との疑問の声が上がっている。
町はこの声をどう受け止めるのか。どう考えているのか伺う。

質問1: 報酬の支払い目的と町政協力員の仕事がきちんと説明されていないからではないか。

答 弁: ①町政協力員の役割や身分、報酬などについて毎年年度当初の町政協力員協議会総会において、町政協力員に直接説明している。
②今後も、町政協力員の役割とについて疑問が生じないように丁寧な説明に努める。



■再質問: いつも、「これからは丁寧な対応をする」と説明するが、実体はどうなっているのか?

問 1: 同じ日に、自治会長を集めて説明、次に町政協力員を集めて説明する。という形ではないのか。

答 弁: ①その通りです。

問 2: 町政協力員と自治会は違うといいながら、議事の進め方・やり方に疑問に思うところがある。自治会長を集めてする。町政協力員を集めてする。というのが実体は、ほとんど100%兼務ではないのか。

答 弁: ①1つの自治会を除き、すべて兼務されている。

問 3: 懇親会は自治会長の懇親会か、町政協力員の懇親会なのか。参加費は、どうしているか。

答 弁: ①懇親会は、自治会長の懇親会として行っている。会費は、自治会長より徴収している。
②町政協力員としての懇親会はしていない。

問 4: 町政協力員協議会の運営助成金(町政協力員一名当たり5,700円)の目的は。

答 弁: ①現在は町政協力員協議会に対し助成金を出していない。
②自治会連合会の活動が活発にされてきて、同じような活動内容となり、また自治会長が町政協力員と兼務の方が多く、町政協力員の総会としての活動に費用がかからない状況となった。

問 5: 町政協力員(町の非常勤職員)と自治会(自主的な組織)は、相反するものを持っている。全く違う組織が、一緒に会議・運営はおかしい。だから、報酬の面で誤解を受ける。町政協力員協議会の交付要領の廃止、など整理する気はないか。

答 弁: ①役割の分担を決めるなどして、もう少し丁寧な説明をしていきたい。
②町政協力員には町政協力員の業務があるので報酬の規定などは、今はなくす考えはない。

問 6: 自治会長と町政協力員の役割が混同されている。自治会長に町政協力員の仕事を委ねる、という現実があるなら、町政協力員の制度を見直すという方向もあると思うが、どう思うか。

答 弁: ①町からのお願いを自治会の中に広げていただくことも町政協力員の仕事にあり、そこは、区分していきたい。

山本せいご後援会事務所
精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301
Eメール seigo722@balloon.ne.jp
ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>